

対面講習受講案内

この講習は、消防法第13条の23に定められた法定講習で、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）において、危険物の取扱いに従事している危険物取扱者（危険物保安監督者も含む。）は、定められた期間内に、受講しなければならない義務があります。

受講義務のある危険物取扱者が、受講すべき期間内に受講しなかったときは、免状返納命令の対象となることがあります。（消防法第13条の2第5項）

1 講習の概要

- (1) 実施機関 岐阜県
- (2) 実施受託機関 一般社団法人岐阜県危険物安全協会

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において、現在危険物の取扱作業に従事（危険物保安監督者を含む。）している甲種、乙種又は丙種危険物取扱者免状所有者で、次のいずれかに該当する人です。

- (1) 新たに危険物取扱作業に従事することとなった日から1年以内。
 - (2) 新たに危険物取扱作業に従事する日から2年以内に免状の交付又は、保安講習を受講した方は、免状の交付を受けた日又は講習受講日以降最初の4月1日から3年以内。
 - (3) 引き続き取扱いに従事している方は、3年以内ごと。
- なお、危険物取扱作業に従事していない方は、受講義務はありませんが、受講はできます。

3 講習時間及び講習内容

講習時間及び講習内容は、法令で定められていますので遅刻は認められません。

- (1) 講習時間
① 午前の部（給油取扱所） 受付 8時50分～9時20分 講習：9時30分～12時30分
② 午後の部（一般） 受付12時50分～13時20分 講習：13時30分～16時30分
- (2) 講習内容
① 危険物関係法令に関する事項
② 危険物の火災予防に関する事項

4 講習種別

講習は、危険物取扱者がその責務を果たすうえで必要とされる知識、技術等に即応した内容のものにするため、危険物の取扱作業別に区分して実施します。

- (1) 給油取扱所 給油取扱所〔移動タンク貯蔵所（タンクローリー）を含む。〕
- (2) 一般 上記以外の危険物施設

5 講習の申込手続き等

受講申請は、受付期間内に行ってください。さらに手続きには次のものが必要です。

- (1) 受講申請書1通（申請用紙は（一社）岐阜県危険物安全協会又は、各地区危険物安全協会に備えてあります。）
※受講申請書に記載された個人情報は、危険物取扱者保安講習の事務以外の目的には使用しません。（消せるボールペン「フリクションボールペン」は使用しないでください。）
- (2) 受講手数料 4,700円（岐阜県収入証紙）を申請書の所定欄に貼付してください。岐阜県収入証紙の領収書は購入されたところで受領してください。
- (3) 受講票の宛名に住所・氏名を明記の上、63円切手を貼付してください。

6 留意事項

- (1) 講習当日は免状と受講票を必ず持参してください。講習終了後、免状に講習を修了したことを証明してお返しします。
- (2) 申請時に納付された受講手数料は、いかなる場合でも返還できませんのでご了承ください。
- (3) 予定の受講日に都合が悪くなり他の会場での講習を希望される方は、事前に日程変更を申し出られた場合に限り、当初の受講手数料で変更致します。（ただし、同じ開催期間中の会場のみ。）
- (4) 受講票が、講習の一週間前までに到着しない場合は、（一社）岐阜県危険物安全協会にお問い合わせください。
- (5) 講習用テキストは、講習当日会場で配布いたします。
- (6) 講習会場は駐車場が狭いので公共交通機関の利用又は乗り合わせをお願いします。
- (7) 講習会場はマスクを着用すること。また、体調不良者は受講できません。
- (8) 講習中の会話は禁止とします。また、会場内での飲食は禁止です。

オンライン保安講習受講案内

1 オンライン講習の受付期間

令和4年7月1日～令和4年11月15日の予定

2 オンライン講習に関する注意事項

- (1) パソコン及びモバイル端末で受講できますが、当協会ホームページ（<https://www.gifu-kiankyo.jp>）に掲載しております。推奨環境等を確認してから受講申請してください。
- (2) 受講期限は受講開始日より1ヶ月となります。
- (3) 受講受付後は申請書及び手数料はお返しできませんのでご注意ください。

3 講習対象者は対面講習と同様

4 講習科目及び時間

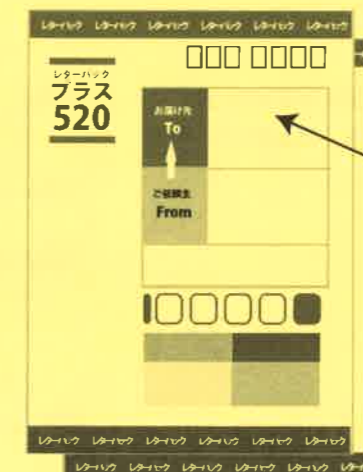
- ・危険物関係法令に関する事項・・・講習時間 1時間（効果測定含む）
- ・危険物の火災予防に関する事項・・・講習時間 2時間（効果測定含む）

5 受講申請方法

- (1) 申請書の入手方法
申請書は当協会のホームページからダウンロードできます。（申請書はA4サイズ横の実際のサイズで印刷して下さい。）
- (2) 講習種別は対面講習と同様
- (3) 受講手数料 1名につき4,700円（岐阜県収入証紙）
- (4) 申請方法（受講申請者が19名以下の場合）
 - ア 受講申請書への記入
必要事項を記入して下さい。
 - イ レターパックプラス（テキスト及びURL等送付用）
受講用テキストを送付いたしますので、下記のレターパック必要枚数表に応じた枚数をご用意下さい。
なお、レターパックプラスのお届け先欄にテキストを受け取る住所・氏名等をご記入願います。
 - ウ 申請書類の郵送
申請書に必要事項を記入し、岐阜県収入証紙を貼付して、レターパックプラスを同封し期限までに簡易書留で一般社団法人岐阜県危険物安全協会まで郵送してください。
- (5) オンライン講習の申請者が20名以上の場合は、テキスト取扱業者から送付いたしますので、申請書類を郵送するときに、テキスト送付先の郵便番号、住所、会社名（氏名）等を同封してください。なお、送付先は1箇所限定させていただきます。
- (6) 申請書を岐阜県危険物安全協会まで持参された場合は、受付後テキスト及びURL等をお渡しします。

<レターパックプラス必要枚数表>

申請者人数	レターパックプラス必要枚数
1名～4名	1枚
5名～8名	2枚
9名～12名	3枚
13名～16名	4枚
17名～19名	5枚



レターパックプラスのお届け先欄に住所・名前等を記入し、半分に折り簡易書留の封筒に入れて下さい。